

## 坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性的少数者の意思が尊重され、もって一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方及び価値観を認め合いながら、かつ、自分らしく暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的思考が必ずしも異性愛のみではない者及び性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者である二人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ア 当事者の双方が市内に住所を有していること。
  - イ 当事者の一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
  - ウ 当事者の双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと又は当事者以外の者とパートナーシップにないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓は、職員の面前において自ら記入した坂戸市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することに

より行うものとする。

2 前項の場合において、宣誓をしようとする者は、宣誓しようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

3 第1項の宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

4 宣誓をしようとする者は、第1項の規定により宣誓書を提出する場合において、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

(2) その他本人であることを確認するため市長が適当と認める書類（通称の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において通称（氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用していると市長が認めるものをいう。）を用いることができる。

（受領書等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓書の提出があつたときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書（様式第2号）及び坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下「受領書等」という。）を当該宣誓をした者に交付するものとする。

（受領書等の再交付の申請）

第7条 前条の規定により受領書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領書等を破損し、又は紛失したときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書等再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その再交付を受けることができる。

（変更の届出等）

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があつたときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届出書（様式第5号）に受領書等及び変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更届の提出があつた場合において、受領書

等の氏名又は通称に変更があったときは、変更後の氏名又は通称を記載した受領書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(受領書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書等返還届出書(様式第6号)を市長に提出し、及び受領書等を返還しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 第3条第2号及び第4号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(周知等)

第10条 市長は、宣誓の趣旨が市民及び事業者に適切に理解され、並びに宣誓に係る制度に関し、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

坂戸市パートナーシップ宣誓書

坂戸市長 あて

私たちは、坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

	宣誓者	宣誓者
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

※ 代筆の場合

代筆者 住所  
氏名

様式第 2 号（第 6 条関係）

坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書

宣誓者

\_\_\_\_\_  
（ 年 月 日生）

\_\_\_\_\_  
（ 年 月 日生）

宣誓日 年 月 日

坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 4 条第 1 項の規定により提出された坂戸市パートナーシップ宣誓書を受領しました。

年 月 日

坂戸市長



様式第3号（第6条関係）



坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カード

宣誓者

\_\_\_\_\_  
（ 年 月 日生） 様 （ 年 月 日生） 様

宣誓日 年 月 日

坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により提出された坂戸市パートナーシップ宣誓書を受領しました。

年 月 日

坂戸市長



様式第4号（第7条関係）

坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書等再交付申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書等の再交付を受けたいので、坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 宣誓日 年 月 日
  
- 2 再交付を受けたい受領書等（レ点をしてください。）
  - 坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書
  - 坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カード
  
- 3 再交付の理由（いずれかにレ点をしてください。）
  - 破損
  - 紛失

様式第 5 号（第 8 条関係）

坂戸市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届出書

年 月 日

坂戸市長 あて

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

坂戸市パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更があったので、坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 宣誓日 年 月 日

2 変更事項

宣誓者氏名		
フリガナ 氏 名	変更前	
	変更後	
フリガナ 通 称	変更前	
	変更後	
住 所	変更前	
	変更後	



様式第 6 号（第 9 条関係）

坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書等返還届出書

年 月 日

坂戸市長 あて

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、坂戸市パートナーシップ宣誓書受領書及び坂戸市パートナーシップ宣誓書受領カードを返還します。

1 宣誓日 年 月 日

2 返還の理由（いずれかにレ点をしてください。）

パートナーシップの解消

転出

その他（ ）